UENO Toshihiko;　uenot_gosudarstvo@yahoo.co.jp;　http://www.geocities.jp/collegelife9354/index.html

6.「北方領土」[1]問題

日本政府は、1951 年に調印したサンフランシスコ平和条約で、択捉島および国後島を含む千島列島を放棄しており、国会もそれを批准している。

しかし、日本政府は、サンフランシスコ平和条約調印時の千島列島の範囲についての解釈、すなわち択捉島および国後島は千島列島に含まれるとする解釈を 1961 年に変更し、その後、現在まで、択捉島および国後島は、サンフランシスコ平和条約で放棄した千島列島には含まれないという立場をとっている。したがって、この 1961 年以降の日本政府の解釈の変更は合理的であるか、ということが問われる。

また、日本政府は、「北方領土」が外国の領土に一度もなったことがない日本の「固有の領土」であるという理由により、日本の領土であると主張している。

しかし、ヨーロッパでは、諸国家の領土は歴史的に変遷しており、外国の領土に一度もなったことがない領土であっても、戦争・条約の締結その他の理由により、外国の領土になることはあり得ると理解されていると考えられる。例えば、日本と同じく第 2 次世界大戦における敗戦国であったドイツは、遅くとも 1618 年以降、一貫

[1]「北方領土」という用語は、1961 年頃から日本政府により使用されるようになった用語である。1961 年頃までは、択捉島および国後島は、一般的にも政府内でも「南千島」と呼んできたが、政府は、1961 年に、「択捉島と国後島はサンフランシスコ平和条約で放棄した千島列島には含まれない」という立場に移行したため、この両島を「南千島」と呼べなくなった。そこで、歯舞諸島と色丹島を含めて、新しい呼称である「北方領土」という用語を使い始めた。なお、ロシア語の Кури́льские острова́（クリル諸島）は、カムチャツカ半島沖のシュムシュ島から国後島までの全島を言う。またとくに、日本で「歯舞諸島」と呼んでいる 6 つ（小さな岩礁を含めれば、6 つ以上ある）の小島と色丹島を Ма́лая Кури́льская гряда́（小クリル列島）と言うときもある。なお、「歯舞諸島」にあたるロシア語はない。また、行政区画としては、国後島および小クリル列島が Ю́жный Кури́льский ра́йон（南クリル地区）、エトロフ島を含む残りの諸島が Кури́льский ра́йон（クリル地区）であり、いずれもサハリン州に含まれる。日本政府の言う「北方領土」は、ロシアの行政区画としては、南クリル地区にエトロフ島を加えた地域ということになる。ちなみに、「北方領土」をそのままロシア語に直すと Се́верная террито́рия となるが、多くのロシア人にとってはまったく意味不明であり、そのロシア語が、日本政府が返還を要求している、択捉島、国後島および小クリル列島（日本で言う色丹島および歯舞諸島）を意味するものであることは専門家以外では理解されない。したがって、「北方領土」について、正確にロシア語で言おうとするのであれば、ю́жные Кури́льские острова́ (ю́жная часть Кури́льских острово́в), то есть, о́стров Итруп, о́стров Кунаши́р, и Ма́лая Кури́льская гряда́（南クリル諸島、すなわちイトルップ島およびクナシリ島、ならびに小クリル列島）と具体的に島名を言わなければならない。また日本でよく言われる「（北方）四島」というのも、実際には 4 島ではないので、ロシア語で четы́ре се́верных о́строва などと言ってもまったく意味不明である。日本が返還要求している島の数は、ロシアにおける認識では 9 島（小さな岩礁を含めればそれ以上）である

してドイツ（プロイセン）領であったケーニヒスベルク（東プロイセン、現ロシア領カリーニングラート）を含む東方の領土を、第 2 次世界大戦の敗北の結果、失うことになったが、政府と多くの国民はそれを受け入れている。それに対して、日本政府は、ドイツと同様に周辺諸国を侵略することによって第 2 次世界大戦を引き起こした戦争責任のある国家の政府でありながら、いったんは受け入れた択捉島および国後島を含む千島列島の放棄を、1961 年以降、認めないという立場をとっている。したがって、外国の領土に一度もなったことがない領土は、どんなことがあっても日本の領土であるという主張は合理的であるか、ということが問われる。

この、外国の領土に一度もなったことがない領土であるから日本の領土である、という主張は、米英ソが調印した 1941 年の大西洋憲章における戦勝国による領土不拡大の原則からすれば、合理的であるように思えるが、実際には、ドイツの事例でも明らかなように、連合国によって実行されなかった。また、大西洋憲章における領土不拡大の原則に則れば、日本政府は、少なくとも千島列島はすべて日本の領土であると主張できるのであるが、第 2 次世界大戦後、日本政府は一度もそのような主張をしたことはない。

1.「英米共同宣言」（大西洋憲章）（1941 年 8 月 14 日）[2]

アメリカ合衆国大統領及ヒ連合王国ニ於ケル皇帝陛下ノ政府ヲ代表スル「チャーチル」総理大臣ハ会合ヲ為シタル後両国カ世界ノ為一層良キ将来ヲ求メントスル其ノ希望ノ基礎ヲ成ス両国国策ノ共通原則ヲ公ニスルヲ以テ正シト思考スルモノナリ

一、両国ハ領土的其ノ他ノ増大ヲ求メス。

二、両国ハ関係国民ノ自由ニ表明セル希望ト一致セサル領土的変更ノ行ハルルコトヲ欲セス。

三、両国ハ一切ノ国民カ其ノ下ニ生活セントスル政体ヲ選択スルノ権利ヲ尊重ス。両国ハ主権及自治ヲ強奪セラレタル者ニ主権及自治カ返還セラルルコトヲ希望ス。

四、両国ハ其ノ現存義務ヲ適法ニ尊重シ大国タルト小国タルト又戦勝国タルト敗戦国タルトヲ問ハス一切ノ国カ其ノ経済的繁栄ニ必要ナル世界ノ通商及原料ノ均等条件ニ於ケル利用ヲ享有スルコトヲ促進スルニ努ムヘシ。

五、両国ハ改善セラレタル労働基準、経済的向上及ヒ社会的安全ヲ一切ノ国ノ為ニ確保スル為、右一切ノ国ノ間ニ経済的分野ニ於テ完全ナル協力ヲ生セシメンコトヲ欲ス。

六、「ナチ」ノ暴虐ノ最終的破壊ノ後両国ハ一切ノ国民ニ対シ其ノ国境内ニ於テ安全ニ居住スルノ手段ヲ供与シ、且ツ一切ノ国ノ一切ノ人類カ恐怖及欠乏ヨリ解放セラレ其ノ生ヲ全ウスルヲ得ルコトヲ確実ナラシムヘキ平和カ確立セラルルコトヲ希望ス。

七、右平和ハ一切ノ人類ヲシテ妨害ヲ受クルコトナク公ノ海洋ヲ航行スルコトヲ得シムヘシ。

八、両国ハ世界ノ一切ノ国民ハ実在論的理由ニ依ルト精神的理由ニ依ルトヲ問ハス強力ノ使用ヲ抛棄スルニ至ルコトヲ要スト信ス。陸、海又ハ空ノ軍備カ自国国境外ヘノ侵略ノ脅威ヲ与エ又ハ与ウルコトアルヘキ国ニ依リ引続キ使用セラルルトキハ将来ノ平和ハ維持セラルルコトヲ得サルカ故ニ、両国ハ一層広汎ニシテ永久的ナル一般的安全保障制度ノ確立ニ至ル迄ハ斯ル国ノ武装解除ハ不可欠ノモノナリト信ス。両国ハ又平和ヲ愛好スル国民ノ為ニ圧倒的軍備負担ヲ軽減スヘキ他ノ一切ノ実行可能ノ措置ヲ援助シ及助長スヘシ。

【解説】1941 年 8 月 14 日に米英が調印し、9 月 24 日にソ連政府が参加を宣言した「大西洋憲章」は、いわゆる「領土不拡大」の原則を定めている。この宣言は、のちに国際連合の公式文書となる「連合国共同宣言」にも言及されている。

[2] 外務省『われらの北方領土　資料編』2015 年版、18-19 頁（http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000035454.pdf）を参照。

2.「ヤルタ協定」（1945 年 2 月 11 日）[3]

三大国即チ「ソヴィエト」連邦、「アメリカ」合衆国及英国ノ指揮者ハ「ドイツ」国カ降伏シ且「ヨーロッパ」ニ於ケル戦争カ終結シタル後二月又ハ三月ヲ経テ「ソヴィエト」連邦カ左ノ条件ニ依リ連合国ニ与シテ日本ニ対スル戦争ニ参加スヘキコトヲ協定セリ

一、外蒙古（蒙古人民共和国）ノ現状ハ維持セラルヘシ

二、千九百四年ノ日本国ノ背信的攻撃ニ依リ侵害セラレタル「ロシア」国ノ旧権利ハ左ノ如ク回復セラルヘシ

（イ）樺太ノ南部及之ニ隣接スル一切ノ島嶼ハ「ソヴィエト」連邦ニ返還セラルヘシ

（ロ）大連商港ニ於ケル「ソヴィエト」連邦ノ優先的利益ハ之ヲ擁護シ該港ハ国際化セラルヘク又「ソヴィエト」社会主義共和国連邦ノ海軍基地トシテノ旅順口ノ租借権ハ回復セラルヘシ

（ハ）東清鉄道及大連ニ出口ヲ供与スル南満洲鉄道ハ中「ソ」合弁会社ノ設立ニ依リ共同ニ運営セラルヘシ但シ「ソヴィエト」連邦ノ優先的利益ハ保障セラレ又中華民国ハ満洲ニ於ケル完全ナル主権ヲ保有スルモノトス

三、千島列島ハ「ソヴィエト」連邦ニ引渡サルヘシ

前記ノ外蒙古並ニ港湾及鉄道ニ関スル協定ハ蒋介石総帥ノ同意ヲ要スルモノトス大統領ハ「スターリン」元帥ヨリノ通知ニ依リ右同意ヲ得ル為措置ヲ執ルモノトス

三大国ノ首班ハ「ソヴィエト」連邦ノ右要求カ日本国ノ敗北シタル後ニ於テ確実ニ満足セシメラルヘキコトヲ協定セリ

「ソヴィエト」連邦ハ中華民国ヲ日本国ノ羈絆ヨリ解放スル目的ヲ以テ自己ノ軍隊ニ依リ之ニ援助ヲ与フル為「ソヴィエト」社会主義共和国連邦中華民国間友好同盟条約ヲ中華民国国民政府ト締結スル用意アルコトヲ表明ス

【解説】第二次世界大戦後の戦後処理を決めた米英ソによる「ヤルタ会談」において合意された「ヤルタ協定」により、ソ連の対日参戦、ポーツマス条約により日本がロシア帝国から譲与されたサハリン（樺太）島南半部北緯五十度以南のソ連への返還、千島列島のソ連への引き渡しが決められた。独ソ戦において第二次世界大戦参加国最大の 2,000 万人以上という犠牲者を出したソ連は対日参戦に消極的であったが、ソ連の対日参戦を強く求める米国は、「大西洋憲章」に違反していることを知りつつ、千島列島のソ連への譲与を条件にソ連の対日参戦を引き出した。したがって、サハリン（樺太）島南半部については、「返還されること（shall be returned / возвраще́ния）」とされているのに対し、千島列島については「引き渡されること（shall be handed over / переда́чи）」となっている。

3.「ポツダム宣言」（米、英、支三国宣言）（1945 年 7 月 26 日）[4]

一、吾等合衆国大統領、中華民国政府主席及「グレート・ブリテン」国総理大臣ハ吾等ノ数億ノ国民ヲ代表シ協議ノ上日本国ニ対シ今次ノ戦争ヲ終結スルノ機会ヲ与フルコトニ意見一致セリ

二、合衆国、英帝国及中華民国ノ巨大ナル陸、海、空軍ハ西方ヨリ自国ノ陸軍及空軍ニ依ル数倍ノ増強ヲ受ケ日本国ニ対シ最後的打撃ヲ加フルノ態勢ヲ整ヘタリ右軍事力ハ日本国カ抵抗ヲ終止スルニ至ル迄同国ニ対シ戦争ヲ遂行スルノ一切ノ連合国ノ決意ニ依リ支持セラレ且鼓舞セラレ居ルモノナリ

三、蹶起セル世界ノ自由ナル人民ノ力ニ対スル「ドイツ」国ノ無益且無意義ナル抵抗ノ結果ハ日本国国民ニ対スル先例ヲ極メテ明白ニ示スモノナリ現在日本国ニ対シ集結シツツアル力ハ抵抗スル「ナチス」ニ対シ適用セラレタル場合ニ於テ全「ドイツ」国人民ノ土地、産業及生活様式ヲ必然的ニ荒廃ニ帰セシメタル力ニ比シ測リ知レサル程更ニ強大ナルモノナリ吾等ノ決意ニ支持セラルル吾等ノ軍事力ノ最高度ノ使用ハ日本国軍隊ノ不可避且完全ナル壊滅ヲ意味スヘク又同様必然的ニ日本国本土ノ完全ナル破壊ヲ意味スヘシ

[3] 正確には、「日本に関する協定（Agreement regarding Japan）」である。外務省『われらの北方領土　資料編』2015 年版、19-20 頁（http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000035454.pdf）を参照。

[4] 外務省『われらの北方領土　資料編』2015 年版、20 頁（http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000035454.pdf）を参照。

四、無分別ナル打算ニ依リ日本帝国ヲ滅亡ノ淵ニ陥レタル我儘ナル軍国主義的助言者ニ依リ日本国カ引続キ統御セラルヘキカ又ハ理性ノ経路ヲ日本国カ履ムヘキカヲ日本国カ決意スヘキ時期ハ到来セリ
五、吾等ノ条件ハ左ノ如シ
吾等ハ右条件ヨリ離脱スルコトナカルヘシ右ニ代ル条件存在セス吾等ハ遅延ヲ認ムルヲ得ス
六、吾等ハ無責任ナル軍国主義カ世界ヨリ駆逐セラルルニ至ル迄ハ平和、安全及正義ノ新秩序カ生シ得サルコトヲ主張スルモノナルヲ以テ日本国国民ヲ欺瞞シ之ヲシテ世界征服ノ挙ニ出ツルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ権力及勢力ハ永久ニ除去セラレサルヘカラス
七、右ノ如キ新秩序カ建設セラレ且日本国ノ戦争遂行能力カ破砕セラレタルコトノ確証アルニ至ルマテハ聯合国ノ指定スヘキ日本国領域内ノ諸地点ハ吾等ノ茲ニ指示スル基本的目的ノ達成ヲ確保スルタメ占領セラルヘシ
八、「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルヘク又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルヘシ
九、日本国軍隊ハ完全ニ武装ヲ解除セラレタル後各自ノ家庭ニ復帰シ平和的且生産的ノ生活ヲ営ムノ機会ヲ得シメラルヘシ
十、吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隷化セントシ又ハ国民トシテ滅亡セシメントスルノ意図ヲ有スルモノニ非サルモ吾等ノ俘虜ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ対シテハ厳重ナル処罰加ヘラルヘシ日本国政府ハ日本国国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スヘシ言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルヘシ
十一、日本国ハ其ノ経済ヲ支持シ且公正ナル実物賠償ノ取立ヲ可能ナラシムルカ如キ産業ヲ維持スルコトヲ許サルヘシ但シ日本国ヲシテ戦争ノ為再軍備ヲ為スコトヲ得シムルカ如キ産業ハ此ノ限ニ在ラス右目的ノ為原料ノ入手（其ノ支配トハ之ヲ区別ス）ヲ許可サルヘシ日本国ハ将来世界貿易関係ヘノ参加ヲ許サルヘシ
一二、前記諸目的カ達成セラレ且日本国国民ノ自由ニ表明セル意思ニ従ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府カ樹立セラルルニ於テハ聯合国ノ占領軍ハ直ニ日本国ヨリ撤収セラルヘシ
十三、吾等ハ日本国政府カ直ニ全日本国軍隊ノ無条件降伏ヲ宣言シ且右行動ニ於ケル同政府ノ誠意ニ付適当且充分ナル保障ヲ提供センコトヲ同政府ニ対シ要求ス右以外ノ日本国ノ選択ハ迅速且完全ナル壊滅アルノミトス

【解説】「ポツダム宣言」により、日本の主権の及ぶ範囲は、本州、北海道、九州、四国のほかは、連合国が決定する諸小島とされた。

4．サンフランシスコ平和条約（1951 年 9 月 8 日）第 2 条 c 項[5]

第二条
(c)日本国は、千島列島並びに日本国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

【解説】この条項は極めてシンプルに、日本による千島列島および樺太南半部の放棄を規定している。しかし、「千島列島」の範囲を明確に規定していないため、現在、「日本政府も国会審議などで、国後、択捉両島は日本固有の領土であって、サンフランシスコ平和条約で放棄した『千島列島』には含まれないという見解を繰り返し明らかにしてきています」[6]といった主張がなされている。また、本条項は、日本が放棄した千島列島および樺太の帰属先が明記されていない。ソ連は、サンフランシスコ講和会議に、中華人民共和国が招かれていないこと、およびこの条項に千島列島および樺太の帰属先がソ連であることが明記されていないことなどに不満を示し、本条約に調印しなかった。

[5] 外務省『我らの北方領土　資料編』2015 年版、21 頁（http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000035454.pdf）。
[6] 外務省『われらの北方領土』2015 年版、11 頁（http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000035437.pdf）。

5．1951 年 10 月 19 日衆議院平和条約及び日米安全保障条約特別委員会（いわゆるサンフランシスコ平和条約批准国会）におけるサンフランシスコ講和条約第二條(c)項における千島列島の範囲についての質疑[7]

○高倉委員[8]　本会議また昨日の委員会を通じまして、いろいろと條約問題につきまして質問がなされておりますので、われわれの言わんと欲することも大方言い盡されているような次第であります。実は二十四日に大体質問をする考えでおりましたし、本日は総理もお疲れのことと思いますから、頭を冷静にされてからお聞きした方がむしろいいかと思いますので、簡潔に二、三御質問申し上げたいと思います。

まず領土の問題でありますが、過般のサンフランシスコの講和條約の第二條の（C）項によりますと、日本国は千島列島の主権の放棄を認められたのである。しかしその千島列島というものはきわめて漠然としておる。北緯二五・九度以南のいわゆる南西諸島の地域の條文におきましては、詳細に区分されておるのでありまするが、千島列島は大ざつぱではつきりしていないのであります。そこで講和條約の原文を検討する必要があります。條約の原文にはクリル・アイランド、いわゆるクリル群島と明記されておるように思いますが、このクリル・アイランドとは一体どこをさすのか、これを一応お聞きしたいと思います。

○吉田国務大臣[9]　千島列島の件につきましては、外務省としては終戦以来研究いたして、日本の見解は米国政府に早くすでに申入れてあります。これは後に政府委員をしてお答えをいたさせますが、その範囲については多分米国政府としては日本政府の主張を入れて、いわゆる千島列島なるものの範囲もきめておろうと思います。しさいのことは政府委員から答弁いたさせます。

○西村（熊）政府委員　條約にある千島列島の範囲については、北千島と南千島の両者を含むと考えております。しかし南千島と北千島は、歴史的に見てまつたくその立場が違うことは、すでに全権がサンフランシスコ会議の演説において明らかにされた通りでございます。あの見解を日本政府としてもまた今後とも堅持して行く方針であるということは、たびたびこの国会において総理から御答弁があつた通りであります。

なお歯舞と色丹島が千島に含まれないことは、アメリカ外務当局も明言されました。しかしながらその点を決定するには、結局国際司法裁判所に提訴する方法しかあるまいという見解を述べられた次第であります。しかしあの見解を述べられたときはいまだ調印前でございましたので、むろんソ連も調印する場合のことを考えて説明されたと思います。今日はソ連が署名しておりませんので、第二十二條によつてヘーグの司法裁判所に提訴する方途は、実際上ない次第になつております。

○高倉委員　このクリル群島と千島列島を同じように考えておられるような今のお話でありますが、これは明治八年の樺太・クリル交換條約によつて決定されたものであつて、その交換條約によりますと、第一條に、横太全島はロシヤ領土として、ラペルーズ海峡をもつて両国の境界とする。第二條には、クリル群島、すなわちウルツプ島から占守島に至る十八の島は日本領土に属す。カムチヤツカ地方、ラパツカ岬と占守島との間なる海峡をもつて両国の境とする。以下省略しますが、こういうふうになつておる。この條約は全世界に認められた国際的の公文書でありますので、外務当局がこのクリル群島というものと、千島列島というものの翻訳をどういうふうに考えておられるか、もう少し詳しく御説明を願いたいと思います。

○西村（熊）政府委員　平和條約は一九五一年九月に調印いたされたものであります。従つてこの條約にいう千島がいずれの地域をさすかという判定は、現在に立つて判定すべきだと考えます。従つて先刻申し上げましたように、この條約に千島とあるのは、北千島及び南千島を含む意味であると解釈しております。但上両地域について歴史的に全然違つた事態にあるという政府の考え方は将来もかえませんということを御答弁申し上げた次第であります。

○高倉委員　どうも見解が違いますのでやむを得ないと思いますが、過般の講和会議においてダレス全権が、歯舞、色丹諸島は千島列島でない、従つてこれが帰属は、今日の場合国際司法裁判所に提訴する道が開かれておると演説されておるのであります。吉田全権はそのとき、千島列島に対してもう少しつつ込んだところの—

[7] 国会会議録より。
[8] 高倉定助衆議院議員（農民新党）。
[9] 吉田茂内閣総理大臣。

歯舞と色丹は絶対に日本の領土であるとは言つておられますけれども、国際司法裁判所に提訴してやるというまでの強い御意思が発表されていなかつたようでありまするが、この問題に対しまして、ただいまあるいは今後も、どういうようなお考えを持つておられるかということについてお伺いします。
○吉田国務大臣　この問題は、日本政府と総司令部の間にしばしば文書往復を重ねて来ておるので、従つて米国政府としても日本政府の主張は明らかであると考えますから、サンフランシスコにおいてはあまりくどくど言わなかつたのであります。しかし問題の性質は、米国政府はよく了承しておると思ひます。従つてまたダレス氏の演説でも特にこの千島の両島について主張があつたものと思います。今後どうするかは、しばらく事態の経過を見ておもむろに考えたいと思います。これは米国との関係もありますから、この関係を調節しながら処置をいたす考えであります。

【解説】野党の高倉委員の質問に対して、政府委員の西村外務省條約局長は、一貫して、千島列島は北千島と南千島を含むと答弁している。また、1855 年の「日本國魯西亞國通好條約」および 1875 年の「サンクト・ペテルブルク条約」など過去の条約を根拠にあげて、千島列島の範囲について議論しようとする高倉委員に対し、西村は、「サンフランシスコ平和条約」は 1951 年 9 月に調印されたものであるから、現在の立場で解釈すべきであると主張している。したがって、以下に示す、1952 年 7 月 31 日、1953 年 7 月 7 日、1953 年 11 月 7 日の衆議院「領土に関する決議」は、いずれも 1951 年 10 月 19 日衆議院平和条約及び日米安全保障条約特別委員会において明らかにされている政府の立場に基づき、領土返還要求の対象を歯舞諸島および色丹島とすることで一貫している。

6. 1952 年 7 月 31 日衆議院「領土に関する決議」[10]

　平和條約の発効に伴い、今後領土問題の公正なる解決を図るため、政府は、国民の熱望に応えてその実現に努めるとともに、時に左の要望の実現に最善の努力を拂われたい。
一　歯舞、色丹島については、当然わが国の主権に属するものなるにつき、速やかにその引渡を受けること。
二　沖縄、奄美大島については、現地住民の意向を充分に尊重するとともに、差し当り教育、産業、戸籍その他各般の問題につき、速やかに、且つ、広い範囲にわたりわが国を参加せしめること。なお、右に関して奄美大島等については、従来鹿児島県の一部であつた諸事情を考慮し特別に善処すること。
三　小笠原諸島については、先ず旧住民の復帰を実現した上、教育、産業、戸籍その他各般の問題につき、速やかに、且つ、広い範囲にわたりわが国を参加せしめること。
　右決議する。

7. 1953 年 7 月 7 日衆議院「領土に関する決議」[11]

　平和条約の発効以来、歯舞及び色丹島等の復帰を図ることは、わが国民あげての宿望であり、また、沖縄、奄美大島、小笠原諸島等が内地の施政から切り離されている不便を除去することも国民久しく切望し来つたのである。本院においても、院議をもつてしばしばこれを要望したが、いまなお、その実現を見るに至らないことは、国民のひとしく遺憾に堪えないところである。
　よつて政府は、速やかにこれら諸島が完全にわが国に帰属するよう最善の措置を講ずべきである。
　右決議する。

8. 1953 年 11 月 7 日衆議院「領土に関する決議」[12]

　平和条約の発効以来、歯舞及び色丹島等の復帰を図ることは、わが国民あげての宿願であり、久しく待望しつつあつたところである。本院においても、院議をもつてしばしばこれを要請し来つたのであるが、いまなお、

[10] 国会会議録より。
[11] 同上。
[12] 同上。

その実現を見るに至らないことは、国民ひとしく遺憾に堪えないところである。
　本院は、よつて政府が、速やかにこれら諸島が完全にわが国に帰属するよう最善の措置を講ずべきことを要望する。
　右決議する。

【解説】1952 年 7 月 31 日、1953 年 7 月 7 日、1953 年 11 月 7 日の衆議院決議は、1951 年 10 月 19 日衆議院平和条約及び日米安全保障条約特別委員会において明らかにされている政府の立場に基づき、領土返還要求の対象を歯舞諸島および色丹島としていることで一貫している。

9．日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言（1956 年 10 月 19 日）[13](抜粋)

　相互理解と協力のふん囲気のうちに行われた交渉を通じて、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との相互関係について隔意のない広範な意見の交換が行われた。日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、両国間の外交関係の回復が極東における平和及び安全の利益に合致する両国間の理解と協力との発展に役だつものであることについて完全に意見が一致した。
　日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦の全権団の間で行われたこの交渉の結果、次の合意が成立した。
1　日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の戦争状態は、この宣言が効力を生ずる日に終了し、両国の間に平和及び友好善隣関係が回復される。
2　日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間に外交及び領事関係が回復される。両国は、大使の資格を有する外交使節を遅滞なく交換するものとする。また、両国は、外交機関を通じて、両国内におけるそれぞれの領事館の開設の問題を処理するものとする。
3　日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、相互の関係において、国際連合憲章の諸原則、なかんずく同憲章第２条に掲げる次の原則を指針とすべきことを確認する。
（a）その国際紛争を、平和的手段によって、国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように、解決すること。
（b）その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使は、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むこと。
　日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、それぞれ他方の国が国際連合憲章第51条に掲げる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有することを確認する。
　日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、経済的、政治的又は思想的のいかなる理由であるとを問わず、直接間接に一方の国が他方の国の国内事項に干渉しないことを、相互に、約束する。
4　ソヴィエト社会主義共和国連邦は、国際連合への加入に関する日本国の申請を支持するものとする。
5　ソヴィエト社会主義共和国連邦において有罪の判決を受けたすべての日本人は、この共同宣言の効力発生とともに釈放され、日本国へ送還されるものとする。
　また、ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国の要請に基づいて、消息不明の日本人について引き続き調査を行うものとする。
6　ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国に対し一切の賠償請求権を放棄する。
　日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、1945年8月9日以来の戦争の結果として生じたそれぞれの国、その団体及び国民のそれぞれ他方の国、その団体及び国民に対するすべての請求権を、相互に、放棄する。
7　日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、その貿易、海運その他の通商の関係を安定したかつ友好的な基礎の上に置くために、条約又は協定を締結するための交渉をできる限りすみやかに開始することに同意する。
8　1956年5月14日にモスクワで署名された北西太平洋の公海における漁業に関する日本国とソヴィエト社会

[13] 外務省『われらの北方領土　資料編』2015 年版、24-25 ページ（http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000035464.pdf）。

主義共和国連邦との間の条約及び海上において遭難した人の救助のための協力に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の協定は、この宣言の効力発生と同時に効力を生ずる。

　日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、魚類その他の海洋生物資源の保存及び合理的利用に関して日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦が有する利害関係を考慮し、協力の精神をもって、漁業資源の保存及び発展並びに公海における漁猟の規制及び制限のための措置を執るものとする。

9　日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、両国間に正常な外交関係が回復された後、平和条約の締結に関する交渉を継続することに同意する。

　ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国の要望にこたえかつ日本国の利益を考慮して、歯舞群島及び色丹島を日本国に引き渡すことに同意する。ただし、これらの諸島は、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約が締結された後に現実に引き渡されるものとする。

10　この共同宣言は、批准されなければならない。この共同宣言は、批准書の交換の日に効力を生ずる。批准書の交換は、できる限りすみやかに東京で行われなければならない。

【解説】1954 年 12 月 10 日に発足した鳩山政権が発足すると、鳩山一郎総理は、1955 年の年頭記者会見でさっそく日ソ平和条約締結に取り組む意欲を示した。1 月 26 日、ダレス米国務長官が、①ソ連との取り決めは日米安保条約・日華平和条約に抵触しないようにする、②サンフランシスコ条約と矛盾しないようにする、③歯舞、色丹は日本領土との日本の主張を支持する、と伝えてきたこともあり、鳩山は、歯舞群島と色丹島の返還を目標として平和条約締結交渉に入った。1955 年 8 月 4 日、フルシチョフ・ソ連共産党第一書記が歯舞群島と色丹島の引き渡しを条件に平和条約締結を提案し、鳩山はそれを受け入れようとするが、日ソ接近を警戒する米国国務省の意向を受け、政府・外務省内で 4 島返還論が浮上し、交渉は 9 月にいったん中断した。翌 1956 年 7 月 31 日に交渉が再開されたが、政府・外務省内で意見がまとまらず、8 月 19 日、重光は、ダレスとの会談で歯舞群島と色丹島の引き渡しでの妥結を主張するが、ダレスは歯舞群島と色丹島の引き渡しで妥結すれば沖縄返還はないと述べ（「ダレスの恫喝」）、鳩山は平和条約なしの国交正常化へと方針を転換し、10 月 19 日に日ソ共同宣言が調印された。

10. 1961 年 10 月 3 日衆議院予算委員会における「北方領土問題」に関する質疑[14]

○野田（卯）委員[15]　次に北方領土の問題等に触れたいと思いますが、去る九月二十九日、ソ連政府から手交されました、池田総理の返書に対するフルシチョフ総理大臣の回答及び日本の核実験への抗議に対する回答に関しまして、政府の見解をただしたいと思います。

　右の回答において、フルシチョフ首相は、領土問題は一連の国際諸協定によってすでに解決されておるにかかわらず、貴下がこの問題を持ち出されることは、日ソ関係の完全な正常化の途上に人為的障壁を作ろうとしているとの感がある、こう言っておるのであります。私どもは南千島は日本固有の領土であることを主張して参りましたし、またこれを主張する幾多の根拠を持っておるのでございます心また過去の国際語協定においてもこの問題は解決されておりません。従いまして、このフルシチョフ首相の言葉はまことに大いなる暴言であると言わざるを得ないと存ずるのでございます。この回答に対しまして、総理大臣の御見解を承りたい。なおこの返書に関して今後何らかの措置をとられんとするか、あわせてお尋ねをする次第であります。

○池田国務大臣　北方領土の問題に対しまして、フルシチョフ氏がああいう回答をしてきたことは、事実を無視した暴論である、私は絶対にこれに承服するわけには参りません。お話しの通り、幕府時代の日露条約にいたしましても、また明治八年の南樺太、千島の交換の場合におきましても、千島とは得撫島以北十八の島をさすことに国際的になっておるわけでございます。クーリル・アイランズとは、得撫島以北十八島になっておるわけでございます。だからそれに含まない択捉、国後、歯舞、色丹は、当然これは日本固有の領土であります。

[14] 国会会議録より。
[15] 野田卯一衆議院議員（自由民主党）。

カイロ宣言を受けましたポツダム条約をわれわれは受諾いたしたのでございますが、カイロ宣言には、やはり固有の領土を侵害するものではないということをはっきりきめてある。そしてヤルタ協定をソ連は持ち出しておりまするが、アメリカにおきましても、これを今では否認する気持になっておる。また先般日ソ共同宣言のときも、アメリカにおきましては択捉、国後は日本の固有の領土であるということを言っておるのであります。これは国際的にも認められておる。しかもサンフランシスコ条約に調印しないソ連が、サンフランシスコ条約で得撫島以北のクーリル・アイランズを放棄したものを、自分の方に放棄したということを言うのは、これはとんでもない矛盾撞着であると私は考えます。その後におきましても松本全権が、領土問題は平和条約のときに話をする、こういうグロムイコとの協定があるのであります。私はこういう事実から申しまして、われわれの主張は絶対に歴史的にも国際的にも正しいと考えておるのであります。

（中略）

○河野（密）委員　私は、日本社会党を代表いたしまして、首相並びに外務大臣、関係閣僚に対しまして、主として外交問題を中心としてお尋ねをしたいと思います。

本第三十九臨時国会におきましては二つの問題が課題となっておると思います。一つは外交問題、現下の国際情勢にいかに対処すべきかという問題であり、いま一つは経済問題、曲がり角にきた日本の経済をいかに指導すべきかという問題であると思います。

世間では池田首相は自他ともに許す財政経済のベテランであり、外交問題についてはしろうとである、しかるに政治の成果を見ると、くろうとのはずの財政経済政策で大きなミスをやるのじゃないか、かえって外交の面で点をかせぐのではないか、こういう評価をいたしております。これは池田首相としてはおそらく心外なことであろうと存じまするが、世間の評価はそういうふうであるのであります。

しかし世間が点をかせぐのではないかと言っておりまする池田内閣の外交政策そのものに対して、私たちは決して安心しておるわけには参らぬと思うのであります。経済政策の是非は直接国民の生活にはね返って参りますので、国民の関心もきわめて高く、その成敗利鈍がてきめんにわかって参ります。しかし外交問題になりますると、結果の反応がゆっくりとわかって参りまするので、ややもすればなおざりにされがちであります。しかし国家百年の大計を考えてみるときにおいては、外交政策こそ重要に考えなければならないと思うのでありまして、この意味から、私は具体的な問題につきまして、池田総理の外交政策について、率直なる御見解を尋ねたいと思うのであります。

第一にお尋ねをいたしたいのは日ソ関係であります。見本市が開かれたのを機会といたしまして、来朝いたしましたソ連のミコヤン副首相が、八月十六日にフルシチョフソ連首相の親書を池田首相に手渡しました。これを契機として、一連の書簡の往復があったことは御存じの通りであります。池田総理は、フルシチョフ首相の主張を反駁して返書を送った中において、平和条約締結の前提として北方領土の解決を求める、こういうことを回答いたしましたのに対しまして、フルシチョフソ連首相から重ねて書簡が参りまして、北方の領土はすでに解決済みである、すでに日本が権利、権原を放棄した領土について、今さらにその死点――死んだところから動かそうとすることは無理だ、こういうことを述べておるのであります。これに対しまして池田総理は、先般の参議院の本会議場を通じまして、領土問題には一歩も譲らない、こういう強硬な見解を吐露いたしまして、本日の本委員会における午前中の質疑におきましても、同じようなことを池田総理は繰り返しておられたと思います。

そこで私は事の順序といたしまして、この領土問題、南千島を日本の領土なりと主張する理由はどこにあるのであるか、池田総理が領土問題は一歩も譲らぬと言われるその根拠はどこにあるのであるか、これを一つ組織立てて御説明を願いたいと思います。

○池田国務大臣　お求めでございまするから、時間がかかるかわかりませんが、しばらく御清聴を願いたいと思います。

幕末におきましてわが国民が相当北方に参りました。あるいは千島にあるいは樺太に参りましたことは御承知の通りでございます。しこうしてそういう問題がございましたので、日露の関係におきまして一八五五年、領土に関する条約が結ばれたのであります。その当時も、われわれは択捉、国後は日本の固有領土であるということを確認いたしております。次に明治八年、一八七五年におきましては、日露の間に南樺太と千島の交換がございました。そのときに千島、クーリル島というものは、初めて国際的に得撫島以北十八島ということに相なっておるのであります。このことを考えますと、ちょうど吉田全権がサンフランシスコにおきまして、われわれはきん然とこの平和条約を受諾いたしまするが、歯舞、色丹は日本の領土であり、択捉、国後はいまだかつて日本より離れたことはないのだ。ここに日本の固有の領土であるということをはっきり宣明いたしておるのであります。これが、私が日本の固有の領土であると言う根拠でございます。

その次に、国際的にこの千島に対しましての帰属の問題が出たのは、一九四一年、大西洋条約でございます。その後において、カイロ宣言におきましては領土不拡張——大西洋条約でも領土不拡張、カイロ宣言でも領土不拡張ということを確認されたのであります。そうしてわれわれは、カイロ宣言に基づくポツダム宣言を無条件に受諾いたしたのでございますから、領土不拡大の原則によって、古来からの日本の領土であった択捉、国後というのは、日本から離れるべきものではないという確信を持っております。あるいはいわく、フルシチョフ氏は、一連の平和条約によってもう既定の事実になっておる、こういうことを言われますけれども、その条約とは何であるか、これはヤルタ協定でございます。ヤルタ協定におきましては、三者の間において樺太、千島はソ連に渡すという密約ができたらしい。われわれは関知いたしませんが、カイロ宣言は関知いたします。その密約によりましてかどうか、サンフランシスコ平和条約の草案につきましては、参議院の本会議でも述べたと思いまするが、昭和二十六年の二月ころのダレス氏の草案は、南樺太はソ連にリターンする、返還する。千島はソ連にハンド・オーバーする、譲渡するという草案であったと私は記憶いたします。その草案ができたゆえんのものは、察するにヤルタ協定にあったから、アメリカもそういうことを草案に書いたのかもわかりません。しかしわれわれが二十六年の九月にサンフランシスコへ参りましたときに議題になりました平和条約につきましては、ソ連に樺太を返すとか、あるいは千島をソ連に譲渡するということは一つも見当たりません。われわれは御承知の通りに樺太、千島に対しまする権利、権原及びあらゆる請求権を放棄すると言っておるのであります。だれに放棄するのか、平和条約に調印した相手国に放棄するのであります。しこうして今の外務大臣のグロムイコは、外務次官、首席全権として参りましたときにこれを指摘しております。草案と違うじゃないか。違うんです。もう返還とか譲渡じゃないのです。これは、日本国が権利、権原、あらゆる請求権を一方的に放棄するというだけであります。ソ連は何の理由があって今までこれを占領しているのでしょう。私は、その平和条約に調印しないソ連が、もう国際的にきまりきった問題だと言うことはフルシチョフの独断だと考えます。しこうして千島の問題につきまして、どこからがクーリル島かということは、先ほど歴史的に申し上げた通りであります。吉田さんも、これは日本の領土から離れたことはないのだ、ヤルタ協定に対しまして、アメリカがこれを有効、無効と言うことは別問題である。ヤルタ協定で話されたより違った平和条約が出てきて、そうしてそれに調印したのであります。私はこのゆえをもちまして、大西洋憲章あるいはカイロ宣言、ポツダム宣言、平和条約のそれからいって、当然日本のものであるということを主張いたしたいのであります。またアメリカにおきましても、この千島の解釈につきましては、一九五六年、択捉、国後は日本の固有の領土であるということを宣言しているのであります。

○河野（密）委員　千言万語を費やして御説明になりましたが、私が今池田総理が言われたことを要訳してみますと、その国後、択捉は歴史的に見て日本の固有領土だ、こういうこと、それからヤルタ協定というものは秘密協定であって、これは認めることができないのだ、こういうことが理由であると思うのであります。その通りでよろしゅうございますか。

○池田国務大臣　ヤルタ協定につきましては、日本は周知いたしておりません。

○河野（密）委員　私は、この領土の問題はきわめて微妙な問題でありますから、誤解をしないように一つ聞いてもらいたいと思うのでありますが、この固有の領土ということを、どういうとこから平和条約あるいはカイロ宣言、ポツダム宣言――固有の領土ということがどっかに使ってありましょうか。
○池田国務大臣　領土不拡大という原則が打ち立てられております。従って領土不拡大ということの前提には、固有の領土ということがあるわけでございます。

【解説】いわゆるサンフランシスコ平和条約批准国会における 1951 年 10 月 19 日の政府答弁は、10 年後の 1961 年 10 月 3 日の衆議院予算委員会における池田勇人内閣総理大臣による答弁により完全に否定された。池田は、10 年前には政府によって退けられた野党の主張であった、1875 年の「サンクト・ペテルブルク条約」で列挙されている 18 島こそ千島列島であるという見解を、こんどは内閣総理大臣として主張し、政府の立場を 10 年前の立場から 180 度転換させた。また、この池田の答弁では、「領土不拡大」の原則と結びつけて、「固有の領土」論も展開されている。この 1961 年 10 月 3 日の池田の答弁は、3 日後の 10 月 6 日、正式に、政府見解となり、今日に至っている。

11. 現在の日本政府の主張[16]

一九五一年九月八日に署名されたサンフランシスコ平和条約は、千島列島と南樺太について次のとおり規定しています。

「日本国は、千島列島並びに日本国が一九〇五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」（第二条(c)）

この規定によって、日本は千島列島と南樺太を放棄しましたが、平和条約はこれらの地域が最終的にどこに帰属するかについては、何も定めていません。ソ連は、これらの地域を一方的に自国の領土に編入しましたが、国際法上これらの地域がどこに帰属するかは今なお未定であるわけです。

また、平和条約は「千島列島」（The Kurile Islands）の地理的な範囲をはっきりと定めていませんが、この点については、平和条約を結んだ際の次の諸事情が考慮されるべきであると考えます。

すなわち、平和条約の草案が検討されていた段階で、日本政府は、歯舞群島、色丹島は北海道の一部であり、また、国後、択捉両島は千島列島とは違って一度も外国の領土となったことがないこと、及びこれら諸島は動植物分布など地理的条件が千島列島とは違うことを示す資料を米国政府に提出しました。

サンフランシスコ会議で、日本の吉田全権は歯舞群島、色丹島が 日本本土の一部を構成するものであることはもちろん、国後、択捉両島が昔から日本の領土だった事実について会議参加者の注意を喚起しています。

この会議で、米国のダレス全権は、ポツダム降伏条件が日本及び連合国全体を拘束する唯一の講和条約であること、したがって、いくつかの連合国の間には私的な了解があったが、日本も他の連合国もこれらの了解には拘束されないことを明らかにしました。

したがって、平和条約そのものは千島列島の地理的範囲をはっきりと定めていませんが、我が国の立場は十分明らかにされています。平和条約にいう「千島列島」には、日本固有の領土である歯舞群島、色丹島及び国後、択捉両島は含まれないとの解釈は、我が国を拘束するいかなる国際合意とも矛盾しません。

日本政府も国会審議などで、国後、択捉両島は日本固有の領土であって、サンフランシスコ平和条約で放棄した「千島列島」には含まれないという見解を繰り返し明らかにしてきています。

その後、米国政府は、一九五六年九月七日の日ソ交渉に対する米国覚書で、「択捉、国後両島は（北海道の一部たる歯舞群島及び色丹島とともに）常に固有の日本領土の一部をなしてきたものであり、かつ、正当に日本国の主権下にあるものとして認められなければな らないものである」という公式見解を明らかにして、我が国の立場を支持しています。

さらに、一九五四年、北海道上空で米国の飛行機が撃墜されるという事件が起こりましたが、同事件に対し

[16] 外務省『われらの北方領土』2015 年版、10-11 ページ（http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000035444.pdf）。

て米国政府がソ連政府に宛てた一九五七年五月二十三日の書簡でも、サンフランシスコ平和条約、ヤルタ協定などの「千島列島」という言葉が、「従来常に日本 本土の一部であったものであり従って正義上日本の主権下にあるものと認められるべき歯舞群島、色丹島又は国後島、択捉島を含んでもいなければ含む様に意図されもしなかったということを繰り返し言明する。」と記されています。

　これら米国政府の文書は、サンフランシスコ平和条約の起草国としての米国の立場から、これまで述べた日本政府の解釈の正しさを確認したものです。

以下の地図は、いずれも岩下明裕『北方領土・竹島・尖閣、これが解決策』（朝日新書、2013）より。

北方領土これが解決策（133 頁より）

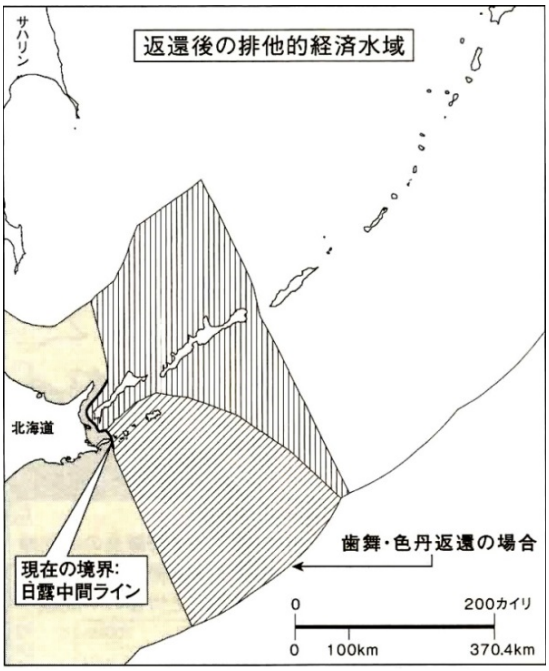

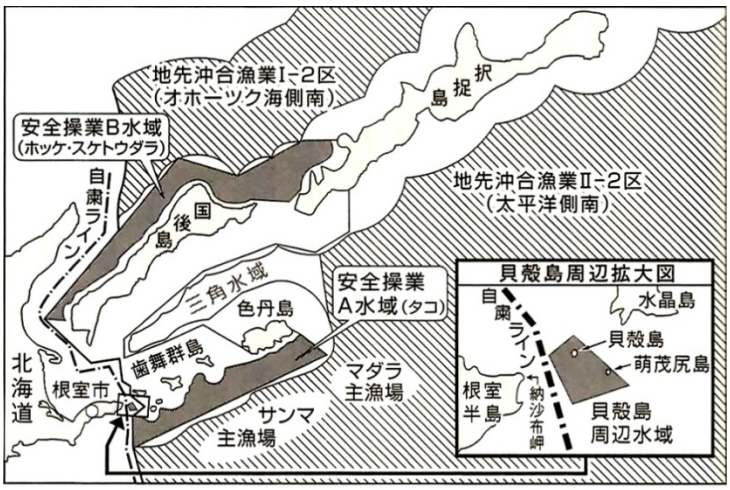

安全操業図　　（原図作成：根室市）